

深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1 業務名

深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務の目的

深谷市が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、寄附見込企業という）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 寄附見込企業へのアプローチ

本仕様書4(2)でリスト化した企業に対し、個別に本制度を活用した事業への寄附を提案する。企業への提案後、当該企業名等について、発注者に報告するものとする。報告は、9月、12月、3月のそれぞれ末日までに前回報告時から新たに提案した企業について行う。

(2) 寄附見込企業のリスト化

受託者は、調査分析の上、本制度を活用した事業への寄附が見込まれる企業を根拠を添えてリストアップする。なお、リストに掲載された企業名等は、発注者との協議の上、加除することができる。

(3) 寄附見込企業に対するインセンティブの整理・提案

本制度を活用した地方創生事業（第2次深谷市総合計画後期基本計画 主要プロジェクト）について、事業毎に寄附見込企業に対するインセンティブを整理・提案する。ここでいうインセンティブとは、企業の寄附を促進するための手段・方法をいう（例：寄附企業を対象とした目録贈呈式の開催等）

(4) 成果物に関すること

本仕様書4(2)で作成したものについて、電子データ（PDF形式及びMicrosoft Excel形式）を提供する。

(5) その他本業務の達成に必要とする事項への対応

5 委託金額

委託金額の算定は、成果報酬型によるものとし、参考見積書に受託料率を示すこと。

なお、受託者が深谷市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算定した委託金額を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×受託料率（1円未満の単数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

なお、受託料率は10%以内とする。

成果報酬の清算は3月末日までに受託者の活動によって行われた寄附を計算し、その2カ月を経過する月の末日までに支払うものとする。

6. 本業務委託にかかる令和5年度予算額（参考）

1,200,000円

ただし、発注者は、成果報酬による委託金額が予算額を超えることが見込まれるときは、補正予算等により歳入および歳出の予算額の変更を実施する場合がある。

7. その他補足事項

- (1) 本業務委託の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務委託の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議を行い、事前に発注者の了解を得たうえで業務を遂行すること。
- (3) 事業実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託金額の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (4) その他事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。